昭和二十六年政令第二百五十号 道路運送法施行令

第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道 百二十三条の規定に基き、この政令を制定する。 十三号)第七十七条、第百二十二条第一項及び第 内閣は、道路運送法(昭和二十六年法律第百八 (旅客自動車運送事業に関する権限の委任)

う。) である場合又は当該事業が路線を定め 場合に限る。) この項及び次項において「地方路線」とい において「不定路線事業」という。) である る地方的な路線の基準に該当するもの(以下 て行うもの以外のもの(以下この項及び次項 (当該事業に係る路線が国土交通省令で定め 法第四条第一項の規定による事業の許可

掲げるもの の上限の設定又は変更の認可であつて、次に 法第九条第一項の規定による運賃又は料金

又は変更に関するもの 止又は位置の変更に伴う運賃の上限の設定 事業計画の変更のうち停留所の新設、廃

伴う運賃の上限の設定又は変更に関する 運行計画の変更のうち運行系統の変更に

適用する運賃の上限の設定又は変更に関す 深夜における旅客その他の特殊の旅客に

三 法第九条第三項の規定による届出の受理で は第六項の規定による届出の受理 あつて次に掲げるもの又は同条第四項若しく 業に係る路線が地方路線である場合又は当 該事業が不定路線事業である場合に限る。) 上限の設定又は変更に関するもの(当該事 イからハまでに掲げるもの以外の運賃の 料金の上限の設定又は変更に関するもの

運賃又は料金の設定又は変更に関するもの の認可を受けた運賃又は料金の上限に係る 前号に掲げるものとして法第九条第一項

賃若しくは料金の変更の命令(前号に規定す 法第九条第七項の規定による運賃等又は運 された運賃の設定又は変更に関するもの 適用する期間又は区間その他の条件が付

る届出に係るものに限る。

設定又は変更の認可 法第十一条第一項の規定による運送約款の

事業計画の変更に係る届出の受理 当該事業に係る路線が地方路線である場合に 項若しくは法第十五条の二第一項に規定する 限る。) の認可又は同条第三項若しくは第四 変更(路線の新設に関するものにあつては、 法第十五条第一項の規定による事業計画の

t 法第十五条の二第二項の規定による意見の

限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権 路運送法(以下「法」という。)第二章、第二

に委任する。

九 法第十五条の二第五項の規定による届出の八 法第十五条の二第三項の規定による通知

に定める業務の確保に関する命令 画の設定又は同条第二項若しくは第三項の規 定による運行計画の変更に係る届出の受理 法第十五条の三第一項の規定による運行計 法第十六条第二項の規定による事業計画

可の取消し 法第十九条の二の規定による命令又は認 法第十九条第一項の規定による認可

十 五 又は当該事業が不定路線事業である場合に限 全管理規程の設定又は変更に係る届出の受理 (当該事業に係る路線が地方路線である場合 法第二十二条の二第一項の規定による安 法第二十条第二号の規定による権限

程に係るものに限る。) 令 (前号に規定する届出があつた安全管理規 法第二十二条の二第三項の規定による命

限る。) 理(当該事業に係る路線が地方路線である場 全統括管理者の選任又は解任に係る届出の受 法第二十二条の二第五項の規定による安

に限る。)があつた安全統括管理者に係るもの限る。)があつた安全統括管理者に係るもの 令(前号に規定する届出(選任に係るものに 法第二十二条の二第七項の規定による命

理者の選任又は解任に係る届出の受理 法第二十三条第三項の規定による運行管 法第二十三条の二第一項の規定による運

<u>-</u>+ 二十二 法第二十七条第四項の規定による命令 行管理者資格者証の交付 第六項の規定又は安全管理規程の遵守に関す (法第二十二条の二第一項、第四項若しくは 法第二十三条の三の規定による命令

2

車運送事業に関する法第二章、

るものにあつては、当該事業に係る路線が地 業である場合に限る。) 方路線である場合又は当該事業が不定路線事

二十三 法第三十条第四項の規定による命令 十四四 一 士 五 該事業が不定路線事業である場合に限る。) 又は当該事業が不定路線事業である場合に限 事業に係る路線が地方路線である場合又は当 (当該事業に係る路線が地方路線である場合 法第三十五条第一項の規定による許可 法第三十一条の規定による命令(当該

による認可(当該事業に係る路線が地方路線二十六 法第三十六条第一項又は第二項の規定 である場合又は当該事業が不定路線事業であ る場合に限る。)

一十七 法第三十七条第一項の規定による認可 る。) 又は当該事業が不定路線事業である場合に限 (当該事業に係る路線が地方路線である場合

の停止の命令又は事業の停止の命令若しくは三十 法第四十条の規定による輸送施設の使用 二十九 事業の休止又は廃止に関する第七号かによる事業の休止又は廃止に係る届出の受理 二十八 法第三十八条第一項又は第二項の規定 ある場合に限る。) 線である場合又は当該事業が不定路線事業で 許可の取消し(当該事業に係る路線が地方路 ら第九号までに掲げる権限に相当する権限

三十一 法第四十一条第一項の規定による命令 よる自動車検査証の返納の受理及び自動車登であつて次に掲げるもの並びに同項の規定に 録番号標の領置

場合に係るもの 事業用自動車の使用の停止の命令をした

ロ 合又は当該事業が不定路線事業である場合(当該事業に係る路線が地方路線である場 に限る。 事業の停止の命令をした場合に係るもの

三十二 法第四十一条第二項の規定による自動 車検査証及び自動車登録番号標の返付

三十三 旅客自動車運送適正化事業実施機関に による区域の設定を除く。) 関する権限(法第四十三条の二第一項の規定

項の変更に関するものを除く。) 掲げる権限であつて専用自動車道に関する事 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動 専用自動車道に関する権限(第六号に

第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に 掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。 法第十一条第三項の規定による標準運送約

情報の整理及び公表 おいて準用する場合を含む。)の規定による 一般乗合旅客自動車運送事業(当該事業に

一 法第二十九条の二 (法第四十三条第五項に

款の制定及び公示

係る路線が地方路線であるもの及び不定路線 は分割の認可 事業を除く。)を経営する法人に係る合併又

四 法第四十三条の二第一項の規定による区域

3 の整理及び公表は、地方運輸局長も行うことがいて準用する場合を含む。)の規定による情報 できる。 法第二十九条の二(法第四十三条第五項にお

に委任された権限で次に掲げるもの(一の運輸第一項及び第二項の規定により地方運輸局長 限る。)は、運輸監理部長又は運輸支局長に委 監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに 任する。

画の変更に係る届出(専用自動車道に関する同条第三項若しくは第四項に規定する事業計び専用自動車道に関するものを除く。) 又は ものを除く。)の受理 変更の認可(路線の新設、営業区域の変更及 法第十五条第一項の規定による事業計画

一 法第十五条の三第一項の規定による運行計 定による運行計画の変更に係る届出の受理 画の設定又は同条第二項若しくは第三項の規

三 法第二十三条第三項の規定による運行管理 者の選任又は解任に係る届出の受理

領置 査証の返納の受理及び自動車登録番号標の 法第四十一条第一項の規定による自動車検

査証及び自動車登録番号標の返付 法第四十一条第二項の規定による自動車検

六 特定旅客自動車運送事業に関する第一号及 び前三号に掲げる権限に相当する権限

t 業の休止に係るものに限る。)の受理 法第四十三条第八項の規定による届出 事

第二条 削除

等 (自動車道事業に関し都道府県の処理する事務

第二章の二及び | 第三条 法第四章(第六十一条、第七十条第三号 (使用料金の変更に係る部分に限る。) 及び第七

うこととする。 動車道に関するものに限り、都道府県知事が行 区域内において路線を定めて設けられる一般自 であつて、次に掲げるものは、一の都道府県の いて経営する自動車道事業に係るものを除く。) する国土交通大臣の権限に属する事務(国にお 十五条を除く。)に規定する自動車道事業に関

- 工事施行の認可申請期間の伸長
- 工事の完成の期間の伸長

更であつて次に掲げるもの(事業計画の変更 び法第六十七条に規定する構造又は設備の変 法第五十四条に規定する工事方法の変更及 伴うものを除く。) の認可

路面及び路床の構造の変更

直線部の横断勾配の変更

盛土及び切土の斜面の勾配の変更 (径間二十メートル以上のものを除

く。)、開きよ及び暗きよの構造の変更

排水設備の構造の変更

造の変更 防護設備の設置場所及び構造の変更 信号、通信及び照明の設備の位置及び構

更に係る届出の受理 び法第六十七条に規定する構造又は設備の変 法第五十四条に規定する工事方法の変更及

供用約款の設定又は変更の認可

三十条第四項の規定による命令 法第七十二条の規定において準用する法第 事業計画の変更に係る届出の受理

第三項において同じ。 法第七十条の規定による命令(国土交通大 の認可を要する事項に関するものを除く。 4

事業の休止の許可

号を除く。) に掲げるものは、地方運輸局長にれるものを除く。) であつて、同項各号(第八 限に属する事務を都道府県知事が行うこととさ 道事業に係るもの及び前項の規定により当該権 土交通大臣の権限(国において経営する自動車法第四章に規定する自動車道事業に関する国 6

除く。)は、地方運輸局長も行うことができる。 により都道府県知事が行うこととされるものを (自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理 法第七十条の規定による命令(第一項の規定 7

第四条 法第五章 (第七十八条、第八十条及び第 八十一条を除く。) に規定する国土交通大臣の

> 以外の区域に限るものとする。)内において行がある場合においては、当該指定市町村の区域 項において同じ。)の区域(指定都道府県の区る市町村(特別区を含む。)をいう。以下この 府県等」という。)の長が行うこととする。 指定市町村(自家用有償旅客運送に係る輸送の 府県をいう。以下この項において同じ。)又は び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施 府県(自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及 権限に属する事務であつて、主として指定都道 指定都道府県又は指定市町村(以下「指定都道 われる自家用有償旅客運送に係るものは、当該 域にあつては、当該区域内に指定市町村の区域 に実施されるものとして国土交通大臣が指定す 安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切 されるものとして国土交通大臣が指定する都道

2 ければならない。 府県等の指定をしたときは、その旨を公示しな 国土交通大臣は、前項の規定による指定都道

3 県等の長に対して行つた登録等の申請とみな あつた場合においては、その指定の際現に効力 登録等の処分その他の行為又は当該指定都道府 ととなる事務に係るものは、当該指定の日以後 の規定により当該指定都道府県等の長が行うこ の他の行為又は現に国土交通大臣に対して行つ を有する国土交通大臣が行つた登録等の処分そ においては、当該指定都道府県等の長の行つた ている登録等の申請で、当該指定の日以後同項 第一項の規定による指定都道府県等の指定が

5 る指定の取消しについて準用する。この場合に 等の長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替 おいて、第三項中「国土交通大臣」とあるのは めるときは、当該指定を取り消すものとする。 えるものとする。 「指定都道府県等の長」と、「当該指定都道府県 一項の規定による指定の事由がなくなつたと認国土交通大臣は、指定都道府県等について第 第二項及び第三項の規定は、前項の規定によ

項の規定により当該権限に属する事務を指定都 条第三項及び第四項に規定するもの並びに第一 は、地方運輸局長に委任する。 道府県等の長が行うこととされるものを除く。) 第八十一条第二項において準用する法第四十一 法第五章に規定する国土交通大臣の権限(法

る。 権限は、 前項の規定により地方運輸局長に委任された 運輸監理部長又は運輸支局長に委任す

2 第五条 法第八十三条ただし書の規定による許 法第九十一条の二第一項の規定による通知は、 地方運輸局長に委任する。 可、法第八十四条第一項の規定による命令及び (有償旅客運送の禁止等に関する権限の委任)

自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 法第八十三条ただし書の規定による許可 (貨物 送事業に関する許可であつて一の運輸監理部又 業及び同条第三項に規定する特定貨物自動車運 第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事 する事務等) は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。 は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。) (報告、検査及び調査に関し都道府県等の処理 前項の規定により地方運輸局長に委任された 2

第六条 法第九十四条 (第二項、第三項及び第五 事務に係るものに限る。)は、都道府県知事が 土交通大臣の権限に属する事務(第三条第一項項を除く。次項において同じ。)に規定する国 の規定により都道府県知事が行うこととされる 行うこととする。

2 都道府県等の長が行うこととされる事務に係る に属する事務(第四条第一項の規定により指定 法第九十四条に規定する国土交通大臣の権限 行うこととする。 ものに限る。) は、当該指定都道府県等の長が

3 理部長及び運輸支局長も行うことができる。 れるものを除く。)は、地方運輸局長、運輸監 する事務を指定都道府県等の長が行うこととさ されるもの及び前項の規定により当該権限に属 権限に属する事務を都道府県知事が行うことと 国土交通大臣の権限(第一項の規定により当該 機関に係る部分に限る。)を除く。)に規定する (事務の区分等) 法第九十四条(第三項及び第五項(指定試験 2

第七条 第三条第一項及び前条第一項の規定によ り都道府県が処理することとされている事務 受託事務とする。 号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

2 第三条第一項及び前条第一項の場合において 土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関 は、法中これらの規定に規定する事務に係る国 とする。 する規定として都道府県知事に適用があるもの

3 は、 第四条第一項及び前条第二項の場合において 法中これらの規定に規定する事務に係る国

> 土交通大臣に関する規定は、指定都道府県等の 用があるものとする。 長に関する規定として指定都道府県等の長に適

する。 二十号)は、廃止する。 道路運送法施行令(昭和二十二年政令第三百 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行

附 (昭和二八年九月二八日政令第三

〇三号)

する。 この政令は、昭和二十八年十月一日から施行

附 三五号 則 (昭和三四年六月三〇日政令第二

する。 この政令は、 昭和三十四年七月一日から施行

四二号) 附 則 (昭和三五年八月二五日政令第二

する。 この政令は、 昭和三十五年九月一日から施行

九 附 一 号 則 抄

行する。 この政令は、昭和三十七年七月十五日から施

1

三一〇号) 附 則 (昭和四四年一二月一九日政令第

和四十五年一月一日から、第三条から第五条まこの政令中、第一条及び第二条の規定は、昭 での規定は、同年三月一日から、第六条の規定 は、同年四月一日から施行する。

三五二号) 附則 (昭和四五年一二月二八日政令第

1 する。 この政令は、昭和四十六年二月一日から施行

係る処分に関しては、なお従前の例により運輸 法の規定により運輸大臣に対してされた申請に 大臣が職権を行なう。 この政令の施行前に通運事業法又は道路運送

三五号) 則 (昭和四六年一一月一日政令第三

附

行する。 この政令は、 昭和四十六年十二月一日から施

附 則 (昭和五四年五月二日政令第一二

する。 この政令は、 昭和五十四年六月一日から施行

1

2 の規定により運輸大臣に対してされた申請に係 この政令の施行前に道路運送法第八条第一

る処分に関しては、なお従前の例により運輸大 が職権を行使する。

名古屋陸運局長

大阪陸運局長

七八号) (昭和五七年六月二九日政令第 広島陸運局長

高松陸運局長

2 この政令は、 昭和五十七年八月一日から施行 福岡陸運局長

含む。)の規定によりなされた申請に係る処分 に関しては、 この政令の施行前に道路運送法第五十四条第 項(同法第六十七条において準用する場合を なお従前の例による。

六号) 則 抄 (昭和五九年六月六日政令第一七

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和五十九年七月一日から

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げ 請等とみなす。 下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申 の行為(以下「申請等」という。)は、同表の に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他 分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄 同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処 その他の行為(以下「処分等」という。)は、 定によりした許可、認可その他の処分又は契約 る行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規 2

田県の区域に係る処分等又は 東北海運局長 東北海運局長(山形県又は秋新潟運輸局長 申請等に係る場合を除く。) 北海海運局長 県の区域に係る処分等又は (山形県又は秋 東北運輸局長 北海道運輸局長 2 1

申請等に係る場合に限る。) 関東海運局長 新潟海運監理部長 関東運輸局長

則

(施行期日)

この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の 附 則(平成六年九月一九日政令第(平成二年十二月一日)から施行する。

日

三号)

東北運輸局長 北海道運輸局長 神戸海運監理部長 九州運輸局長

新潟陸運局長

台陸運局長

1幌陸運局長

戸海運局長 州海運局長

第一条 この政令は、行政手続法の施行 成六年十月一日)から施行する。 の Ħ 伞

関東運輸局長 新潟運輸局長

> 中国運輸局長 九州運輸局長 四国運輸局長 近畿運輸局長 中部運輸局長 四月一日)から施行する。

三三一号 則 昭 "和五九年一一月二四日政令第

法律の施行の日(昭和六十年四月一日)から施この政令は、道路運送法等の一部を改正する 行する

三号) 附 則 (昭和六○年四月九日政令第一○

過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して一月を経

附則 (昭和六一年五月一六日政令第一

する。 この政令は、 **六四号**) 昭和六十一年六月一日 から施行

の規定により地方運輸局長に対してされた申請この政令の施行前に道路運送法第百条第一項 に係る処分に関しては、なお従前の例による。

四附号訓 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和六十二年四月一日 から

附 一九号) 則 (平成元年一二月一三日政令第三

この政令は、平成二年二月一日から施行す

置の変更に関するものに限る。)に係る処分に請(一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の位 項の規定により地方運輸局長に対してされた申 この政令の施行前に道路運送法第十八条第一 しては、なお従前の例による。

附 号) (平成二年七月一〇日政令第二一

(平成二年十二月一日) から施行する。 この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日

四附号』 (平成二年七月一〇日政令第二一

四国海運局長 中国海運局長 近畿海運局長 東海海運局長

四国運輸局長 中国運輸局長 近畿運輸局長 中部運輸局長

(平成六年九月一九日政令第三〇

(施行期日)

条及び第三十五条の規定の施行の日(平成七年に関する法律第二十七条、第三十条、第三十十二 この政令は、許可、認可等の整理及び合理化 (平成七年一月二〇日政令第七号)

附 号 (平成九年七月九日政令第二四三

する法律の施行の日(平成九年七月二十日)か確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の ら施行する。

六五号) 則 (平成一一年九月一六日政令第1

する。 律の施行の日 この政令は、 (平成十二年二月一日)から施行、道路運送法の一部を改正する法

附 三五二号) 則) 抄(平成一一年一一月一〇日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 附 則 (平成一二年六月七日政令第三一 平成十二年四月一日 エから施

号 抄

1 成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号)の施行 (施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律 の日 伞

五三三号) 抄 則 (平成一二年一二月二二日政令第

(施行期日)

行の日(平成十四年二月一日)から施行する。 第一条 この政令は、道路運送法及びタクシー業

五五四号) 則 (平成一二年一二月二七日政令第

施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行この政令は、商法等の一部を改正する法律の 日(平成十三年四月一日)から施行する。

0号) 附 則 抄 (平成一四年六月七日政令第二〇

第一条 この政令は、 行する。 平成十四年七月一日から施

三九号) 附 則 抄 (平成一八年七月二一日政令第二

施行期日

道事業法等の一部を改正する法律の施 (平成十八年十月一日) から施行する この政令は、 一部を改正する法律の施行の日運輸の安全性の向上のための鉄

七六号) 則 (平成一八年八月一八日政令第二

法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施 この政令は、 則 道路運送法等の一部を改正する

六号) (平成二六年一月二四日政令第一

別措置法等の一部を改正する法律の施行の日 自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特 ら施行する。 この政令は、特定地域における一般乗用旅客

号) 則 抄 (平成二六年九月三日政令第二九

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十七年四月一日

第二条 この政令の施行前に道路運送法第四章若 以後においては、この政令の施行の日において異なることとなるものは、この政令の施行の日 という。)又はこの政令の施行の際現にこれらの行為(以下この条において「処分等の行為」 した処分等の行為又は新事務執行者に対して行この条において「新事務執行者」という。)の る法律の規定によりされた許可等の処分その他 新たに当該行政事務を行うこととなる者(以下 てこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が為」という。)で、この政令の施行の日におい の他の行為(以下この条において「申請等の の法律の規定によりされている許可等の申請そ しくは自動車運転代行業の業務の適正化に関す った申請等の行為とみなす。 (処分、申請等に関する経過措置) 行

三八二号) 附 則 (平成二八年一二月一六日政令第

成二十八年十二月二十日)から施行する。律(平成二十八年法律第百号)の施行の日 この政令は、道路運送法の一部を改正する法 伞

号 則 (平成二九年一月一三日政令第一

行する。 事業法の一部を改正する法律の施行の日から施この政令は、道路運送法及び貨物自動車運送

則 (令和二年一一月一一日政令第三

交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を の確保に資する取組を推進するための地域公共 この政令は、持続可能な運送サービスの提供

7	
	日に 七改
	() () () () () () () () () ()
	日(令和五年十月一日)から施行する。
	五 法 守 ⁻ 則 ら 法 年 律 は
	十等、会行の
	月の地 わす施 和する
	一日部公五の
	じを共 年 日
	かび父月(会
	施士での
	行と 日 二年
	する律化政十
	るの及 令 一
	一
	の生 四 十